

地域再建被災者住宅支援事業の概要

■補助金交付の対象となる方

支援法（被災者生活再建支援法）が府内で適用された自然災害等※による府内の被災住宅（下表の被害区分の被害）に居住していた方で、かつ被災住宅又は被災住宅に代わる府内の住宅へ居住する方

※次のいずれかに該当する大規模な自然災害 ア 府内で支援法（被災者生活再建支援法）の適用災害 イ アの災害と同時・連続・近接期間内に発生し、一の災害として知事が認めた災害 ウ ア及びイに準じる災害として知事が別に定めるもの 〔 他都道府県で支援法が適用された災害 かつ府内で支援法の適用基準のおおむね1/3以上の被害 〕

■補助対象となる経費①

対象経費	住宅再建経費	被災住宅の再建等（建替え、購入、補修、賃借）経費 等			
	住宅再建関連経費	被災住宅の清掃費、家具、家電製品購入費 等			
補助金 上限額 〔裏面参照〕	被害区分	全壊	大規模半壊	半壊	一部破損・床上浸水
	支援法適用地域 (支援法支援金との合計額)	150万円 (450万円)	100万円 (350万円)	150万円	50万円
	支援法適用外地域	300万円	250万円	150万円	50万円

■補助対象となる経費②

対象経費	住宅再建融資返済経費	被災住宅の建替え等（建替え、購入、補修）において融資を利用した場合の返済経費
補助金 上限額等	補助対象融資	ア 住宅金融支援機構災害復興住宅融資 〔 融資上限 建設 2,700万円 購入 3,700万円 補修 1,200万円 利 率 年 0.54%（令和2年10月現在） 〕 イ 知事が別に定める融資
	補助対象期間	融資の実行日から5年間（補助金交付は年度毎）
	補助金上限額	利息に相当する額（アの利息に相当する額を上限） 〔試算〕借入1,200万円 償還20年間 年利0.54%固定の場合、5年間の総額27万円程度

<注意点>

- ◇本制度は、市町村が被災者に交付する補助制度に対して京都府が補助を行うもので、実際の補助金交付等は市町村が行います。（京都府の補助率①2/3、②全額）
- ◇具体的な制度実施については、市町村がその状況に応じて柔軟に対応することとなります。（具体的な制度実施・受付期間・申請書類等は市町村により異なります）
- ◇市町村窓口、融資の情報については、京都府ホームページにも掲載いたします。
- ◇補助金を活用する場合は、申請書への添付書類として、り災証明、補助対象となる経費の領収書等を市町村に提出することとなりますので、これらの書類の保管をお願いします。

住宅再建経費と住宅再建関連経費の補助金上限額について

□ 補助金額

<算定式> 補助金額 = A + B (補助限度額を上限)

A: 「住宅再建経費」 × 1 / 3 - 「支援法の支援金」
 ・ 計算した A の額が 50 万円（賃借は 25 万円）未満の場合、
 50 万円（賃借は 25 万円）を上限に実費額。

B: 「住宅再建関連経費」 (5 万円を限度)

【支援法適用地域】

被害区分	被災住宅の 再建方法	支援法支援金 (国)	補助限度額 (府)	合 計 (国+府)
全壊	建替え・購入	300万円	150万円	450万円
	補修	200万円	100万円	300万円
	賃借	150万円	75万円	225万円
大規模半壊	建替え・購入	250万円	100万円	350万円
	補修	150万円	60万円	210万円
	賃借	100万円	40万円	140万円
半壊	建替え・購入・補修	—	150万円	150万円
一部破損・床上浸水	建替え・購入・補修	—	50万円	50万円

【支援法が適用されていない地域】

被害区分	被災住宅の 再建方法	支援法支援金 (国)	補助限度額 (府)	合 計 (国+府)
全壊	建替え・購入	—	300万円	300万円
	補修	—	200万円	200万円
	賃借	—	150万円	150万円
大規模半壊	建替え・購入	—	250万円	250万円
	補修	—	150万円	150万円
	賃借	—	100万円	100万円
半壊	建替え・購入・補修	—	150万円	150万円
一部破損・床上浸水	建替え・購入・補修	—	50万円	50万円

京都府建設交通部住宅課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入る
 TEL075-414-5358 FAX075-414-5359